

生活保護法及び
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立
の支援に関する法律による
指 定 介 護 機 関 の 手 引 き

令和5年8月

堺市健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課

目 次

第1 生活保護法のあらまし・・・P.2

- 1 生活保護制度とは
- 2 生活保護の種類
- 3 保護の実施機関
- 4 指定介護機関

第2 中国残留邦人等に対する 支援給付金制度のあらまし・・・P.4

第3 介護扶助の概要・・・P.5

- 1 基本的な考え方
- 2 介護扶助の対象者
- 3 給付の範囲
- 4 給付の方針

第4 介護扶助の申請から決定まで・・・P.10

- 1 介護扶助の申請
- 2 介護扶助の決定
- 3 介護券の発行

第5 介護報酬の請求手続・・・P.12

- 1 介護報酬の請求
- 2 介護給付費明細書の記載方法

第6 介護機関の指定・・・P.13

- 1 みなし指定
- 2 介護機関の指定申請手続き
- 3 指定基準
- 4 指定年月日
- 5 指定の通知
- 6 指定介護機関の申請・届出を要する場合の
手続きについて

第7 指定介護機関の義務と留意事項・・・P.16

- 1 指定介護機関の義務
- 2 居宅介護支援計画等の作成にあたって

第8 指定介護機関に対する指導及び検査・・・P.18

- 1 指導について
- 2 検査について

第9 関係法令条文・・・P.20

- 1 生活保護法（抜粋）
- 2 生活保護法施行令（抜粋）
- 3 生活保護法第54条の2第5項において準
用する同法第52条第2項の規定による介護
の方針及び介護の報酬
- 4 指定介護機関介護担当規定
- 5 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に
係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が
定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定
介護予防福祉用具の種目
- 6 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費
等の支給に係る住宅改修の種類

第10 関係機関一覧・・・P.36

第1 生活保護法のあらまし

1 生活保護制度とは

生活保護制度は、憲法第 25 条に規定する理念にもとづき、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

このような目的を達成するため、生活保護法（昭和25年法律第144号）は、次のような基本原理・原則を規定しています。

基本原理・原則		説 明 (法：生活保護法)
基本 原 理	国家責任による 最低生活保障の原理 (法第1条)	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障し、自立を助長します。
	無差別平等の原理 (法第2条)	すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができます。
	最低生活保障の原理 (法第3条)	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければなりません。
	補 足 性 の 原 理 (法第4条)	法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。
基 本 原 則	申 請 保 護 の 原 則 (法第7条)	法による保護は、要保護者、その扶養義務者、または、その他の同居の親族の申請にもとづいて、申請日以降から開始されます。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則 (法第8条)	法による保護の基準は厚生労働大臣が定めます。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域などの基準に応じて、必要な事情を考慮して定められています。
	必要即応の原則 (法第9条)	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人または世帯の実際の必要性を考慮した上で、有効かつ適切に行われます。
	世帯単位の原則 (法第10条)	法による保護の要否及び程度は、世帯を単位として定めます。ただし、これによりがたいときは、個人を単位として定められる場合があります。

2 生活保護の種類

生活保護は、その内容によって、8種類の扶助に分けられています。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類です。

それぞれの扶助は、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われます。

次に保護の方法としては、金銭給付と現物給付の別があり、生活、教育、住宅、出産、生業及び葬祭の各扶助は金銭給付を原則としていますが、医療扶助、介護扶助については、給付の性質上若干の例を除いて現物給付を原則としています。

3 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。

本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を保健福祉総合センター所長に委任しています。

4 指定介護機関

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助のための居宅介護もしくは介護予防又は介護予防・日常生活支援（以下「居宅介護等」という。）、居宅介護支援計画もしくは介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づくプラン（以下「居宅介護支援計画等」という。）の作成、福祉用具もしくは介護予防福祉用具の給付又は施設介護を担当する機関をいい、国の開設したものについては厚生労働大臣が指定し、その他のものについては、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長が指定したものをいいます。

第2 中国残留邦人等に対する支援給付金制度のあらまし

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき、中国残留邦人等に対する支援策が平成20年4月より施行されました。この支援策は老齢基礎年金の満額支給及び老齢年金支給額を補完する支援給付を大きな柱としています。

1 趣旨

支援給付は、老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として設けられたものであり、その内容は基本的には「生活保護制度」の例によるものとしています。

2 対象者

支援給付の対象者は、次のとおりです。

- (1) 中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方
- (2) 支援給付を受けている中国残留邦人等が死亡した場合の配偶者
- (3) 支援給付に係る改正法施行（平成20年4月1日）前に60歳以上で死亡した特定中国残留邦人等の配偶者で、法施行の際現に生活保護を受けていた方

3 基準

支援給付の基準額は生活保護法の最低生活費基準額と同一です。

4 実施機関・実施責任

実施機関・実施責任は健康福祉局 生活福祉部 生活援護管理課（中国残留邦人支援担当）です。
各区の保健福祉総合センターでは事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。

5 介護支援給付

(1) 介護支援給付の概要

介護支援給付の範囲及び介護報酬等については、基本的に生活保護の介護扶助の取扱いに準じるものであり、介護保険からの給付を除いた部分が介護支援給付の対象となります。

(2) 介護支援給付の給付手続き

日本語が不自由であるなど中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、本人の負担軽減を図るため、介護券の発行など必要な手続きは、実施機関と介護機関との間で直接やり取りを行うこととします。

6 指定介護機関にご協力いただきたいこと

本法対象者は、サービス提供事業所等で本人確認証を提示し、利用することとしております。居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は第1号介護予防支援を実施する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）は本人確認証を確認のうえ、ケアプラン（居宅サービス計画書（1）・（2）、週間サービス計画表、利用票・利用票別表）等を保健福祉総合センターでなく堺市本庁の生活援護管理課に送付をお願いします。生活保護法に準じた介護券を送付させていただきます。なお、本制度は生活保護と同様に基本的には本人負担はありません。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、介護機関等の指定ですが生活保護法の指定介護機関を本法の指定介護機関とみなしますのでご協力をお願いします。

第3 介護扶助の概要

1 基本的な考え方

介護扶助は、介護保険制度の保険給付の対象となる介護サービスと同等のサービスを、介護保険制度とあわせて、要保護者に保障するものです。

そこで、要保護者は、原則的には、介護保険制度の被保険者として介護保険法（平成9年法律第123号）及び関係法令の規定に基づき要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストによる確認（以下「要介護認定等」という。）を受け、要介護状態、要支援状態又は基本チェックリストに該当する状態（以下「要介護状態等」という。）に応じ、介護保険給付及び介護扶助を受けることになります。

また、介護保険制度の被保険者でない40歳以上65歳未満の要保護者で、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条各号の特定疾病により要介護状態等にあるものについては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図った上で、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、介護扶助の要否判定に当たり被保険者と同様に要介護状態等の審査判定を受け、要介護状態等に応じ介護扶助を受けることになります。

なお、介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られており、介護予防・日常生活支援は介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて行うものに限られています。そのため、介護保険制度の被保険者については介護保険法の規定に基づき、介護保険制度の被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者等から居宅介護支援計画等の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護等を受けることになります。

2 介護扶助の対象者

- (1) 介護扶助の対象 介護扶助は、生活保護受給者（以下「被保護者」という。）であり、介護保険法に規定する要介護状態等にある者を対象としています。40歳以上65歳未満の場合は、特定疾病により要介護状態等と認定された場合に介護扶助の対象となります。

【加齢に伴う16種類の特定疾病】

- | |
|--|
| ①がん（医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） |
| ②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靭帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症 |
| ⑥初老期における認知症（法第8条第16項に規定されている認知症をいう。） |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症 |
| ⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患 |
| ⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |

(2) 介護保険給付との関係

① 被保険者の場合

65歳以上の介護保険の第1号被保険者と65歳未満の第2号被保険者は、介護保険の給付を適用した後の自己負担分が介護扶助の対象となります。

② 被保険者でない者（以下「みなし2号」という。）

被保護者は国民健康保険が適用除外のため、他の医療保険に加入していない大多数の40歳以上65歳未満の被保護者は、介護保険の第2号被保険者となることができません。被保険者でない者が介護保険と同様のサービスを受けた場合は、被保険者と同等の給付の範囲で、その全額が介護扶助の対象となります。

【介護保険（介護扶助）の対象者及び費用負担】

被保険者区分		被保険者資格	介護扶助の対象者	介護費用負担
65歳以上	第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者	要介護認定、要支援認定又は基本チェックリストに該当する状態にある者	<p>〈介護保険給付〉</p> <p>① 各サービス費9割（短期集中通所サービス、担い手登録型訪問サービス及び担い手登録型通所サービスを除く）</p> <p>②高額介護サービス費(15,000円を超える額)</p> <p>③介護保険施設入所の食費・居住費の特定入所者介護サービス費</p>
	第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者	特定疾病に起因し要介護認定又は要支援認定された者	<p>〈介護扶助の対象〉</p> <p>介護保険の自己負担分を負担</p> <p>①各サービス費1割又は高額介護サービス費支給に係る自己負担上限15,000円</p> <p>②特定施設入所者生活介護サービス費支給に係る自己負担限度額（短期利用は除く）</p>
40歳以上65歳未満	介護保険の被保険者でない者(みなし2号)	被保護者は国民健康保険に加入できないため、大多数は介護保険の被保険者となることができない		<p>介護保険給付の対象となる介護費用の全額を介護扶助で負担（介護扶助10割）</p>

3 給付の範囲

介護扶助は次に掲げる事項の範囲内で行われます（生活保護法第15条の2）

- ①居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- ②福祉用具
- ③住宅改修
- ④施設介護
- ⑤介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- ⑥介護予防福祉用具
- ⑦介護予防住宅改修
- ⑧介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- ⑨移送

4 給付の方針

(1) 居宅介護、介護予防及び施設介護サービス

介護扶助の居宅介護の範囲は、居宅介護支援計画に基づいて行うものに限られており、介護予防の範囲は、介護予防支援計画に基づいて行うものに限られており、また介護予防・日常生活支援は、介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づいて行うものに限られていることから、被保険者については介護保険の規定に基づき、被保険者でない者については介護扶助として、介護扶助の指定介護機関である居宅介護支援事業者等から居宅介護支援計画等の策定を受け、当該計画に基づき介護扶助の指定介護機関から居宅介護等を受けることとなります。

居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内となります。

また、介護施設入所者については、居住費及び食事の負担限度額についても介護扶助の対象となります。

*居住費については、やむをえない特別な場合を除き「多床室」を原則とします。

(2) 福祉用具、介護予防福祉用具

対象となる福祉用具の種目は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 94 号）」に規定する福祉用具です。

みなし2号の場合、障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 2 号の規定に基づく日常生活上の便宜を図るための用具の給付又は貸与を受けることができない場合に限りです。

また費用は、被保護者の保険者である市町村（みなし2号については居住する市町村）の介護保険法に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額又は介護予防福祉用具購入費支給限度基準額の範囲内において、必要な最小限度の額となります。

(3) 住宅改修、介護予防住宅改修

住宅改修の範囲は、「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成 11 年 3 月 31 日厚生省告示第 95 号）」に規定する種類の住宅改修です。

また住宅改修の程度は、被保護者の保険者である市町村（みなし2号については居住する市町村）の介護保険法に規定する居宅介護住宅改修費支給限度基準額又は介護予防住宅改修費支給限度基準額の範囲内において、必要な最小限度の額となります。

(4) 移送

移送費の支給は、次のいずれかの場合に限るものとし、その費用は最小限度の実費となります。

- ① 訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション及び（介護予防）福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第 1 号訪問事業及び第 1 号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（当該事業所の通常の事業の実施地域以外に被保護者の居宅がある場合であって、近隣に適当な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る）
- ② （介護予防）短期入所生活介護及び（介護予防）短期入所療養介護の利用に伴う送迎費
- ③ （介護予防）居宅療養管理指導のための交通費
- ④ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

（参考）【介護扶助制度の概要】

	65歳以上介護保険被保険者 （第1号被保険者）	40歳以上65歳未満	
		介護保険被保険者（第2号被保険者）	介護保険の被保険者でない者（みなし2号）
給付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護者（寝たきり、認知症等） ○要支援者（虚弱等） ○基本チェックリストに該当する状態の者 	<ul style="list-style-type: none"> ○初老期における認知症、脳血管疾患、パーキンソン病、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、骨折を伴う骨粗鬆症、早老症など老化に伴う病気等（痙攣）により介護が必要となった人（介護保険法施行令第2条各号の特定疾病により要介護又は要支援の状態にあるもの） 	
保険料	○保険料は各市町村ごとに所得別に設定されるが、生活保護では、最も低い段階が適用される	○保険料は加入している医療保険者ごとに所得額に応じて設定される	○介護保険の被保険者ではないため、保険料の負担はない
納付方法	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村が徴収 ○月1万5千円以上の高齢基礎年金等受給者は年金からの天引き 	<ul style="list-style-type: none"> ○加入している医療保険の保険料と一緒に徴収（健康保険の被扶養者は、医療保険被保険者全体で負担するので、直接負担はない） 	

【介護扶助の内容】

（1）介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）

① 居宅サービス

介護保険給付（9割）	介護扶助（1割）
介護サービス	

② 施設サービス

介護保険給付（9割）	介護扶助（1割）	介護保険給付	介護扶助（負担額300円/日）
介護サービス		食事	

③ 基本チェックリストによる事業対象者（短期集中通所サービス、担い手登録型訪問サービス及び担い手登録型通所サービスを除く）

介護保険給付（9割）	介護扶助（1割）
介護サービス	

(2) みなし2号

① 居宅サービス

介護扶助(10割)
介護サービス

② 施設サービス

介護扶助(10割)	介護扶助(10割)
介護サービス	食事

第4 介護扶助の申請から決定まで

1 介護扶助の申請

介護扶助を受けようとする者は、保健福祉総合センター所長に対して保護の申請をする必要があります。

(1) 介護保険の被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）である被保護者

保護申請書（保護変更申請書）に、介護保険の被保険者証、居宅介護支援計画等の写し（居宅サービス計画書（1）・（2）、週間サービス計画表、サービス利用票、サービス利用票別表等）を添付し、保健福祉総合センター所長に提出します。

(2) みなし2号（介護保険の被保険者以外の被保護者）

保護申請書（保護変更申請書）に介護扶助を必要とする理由等を記載した上、保健福祉総合センターに提出します。

保健福祉総合センターは市町村の介護認定審査会に審査の判定を委託し、要介護認定等を行います。

2 介護扶助の決定

保健福祉総合センターは、要介護認定等の結果及び居宅介護支援計画等に基づき、介護扶助の決定を行います。居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める区分支給限度基準額の範囲内とします。

また、介護扶助に優先して活用することのできる他法他施策がある場合は、他法他施策を活用します。

3 介護券の発行

介護扶助は、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）住宅改修、指定事業者以外により提供される介護予防・生活支援サービス及び移送を除き、介護券を発行して行われます。介護券は暦月を単位として、サービスの給付を委託する指定介護機関に送付します。介護券の取扱いについては、以下の点にご留意ください。

(1) 有効な介護券であることの確認

介護券は保健福祉総合センターにおいて、所要事項を記載し、保健福祉総合センター所長印を押したものを有効なものとしします。

(2) 本人支払額の徴収

介護券に本人支払額が記載されている場合は、その額を被保護者から徴収してください。

(3) 介護券の保管

保健福祉総合センターで発行した介護券は、指定介護機関の責任のもと保管してください。

(4) 居宅介護支援事業者等からの居宅介護支援計画等の写しの提出

① 在宅でサービスを利用する場合は、居宅介護支援計画等の提出があり、それに基づき介護券の発行を行うため、新規・更新・変更（区分変更、計画変更）時には必ず保健福祉総合センターへ次の書類を提出してください。（居宅療養管理指導についても、利用される場合は記載してください。）なお、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護については、小規模多機能型居宅介護事業所等が提出してください。

- ◆居宅サービス計画書（１）
 - ◆居宅サービス計画書（２）
 - ◆週間サービス計画表
 - ◆サービス利用票
 - ◆サービス利用票別表
- （利用者又は家族の同意を得たことがわかるもの）
- 毎月 提出してください。

- ② 居宅療養管理指導のみ利用の場合でも、事前にサービス提供事業所から保健福祉総合センターに連絡をしてください。
- ③ 特定施設入居者生活介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護（※）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護保険施設（介護老人保健施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）については、各施設・事業所の介護支援専門員等が作成した居宅サービス計画書等を提出してください。（※ 短期利用は除く）
- ④ 福祉用具貸与をプランに位置付ける場合については、居宅サービス計画書等作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催すること、また、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画書等に記載しなければならないこととされていますので、その場合にもその都度提出してください。

第5 介護報酬の請求手続

1 介護報酬の請求

(1) 指定介護機関が介護の報酬を請求するには、保健福祉総合センターから発行される介護券から、受給者番号等必要事項を介護給付費明細書に正確に転記し、大阪府国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)あてに毎月定められた日までに提出してください。

(2) 介護券の本人支払額欄に記載がある場合には、直接利用者から徴収してください。

2 介護給付費明細書の記載方法

(1) 共通事項

ア 公費負担者番号・公費受給者番号等は、介護券から正確に転記してください。

イ 介護券に記載された本人支払額は請求額集計欄の「公費分本人負担」に記載してください。

(2) 他法との併用がある場合の記載は次によります。(サービス対象月を通じて生活保護の対象である場合)

ア 介護保険と生活保護の併用

1枚の明細書で保険請求と併せて生活保護の請求額を公費請求額欄に計上します。

請求額集計欄の「公費請求額」には、「給付単位数」に「単位数単価」を乗じた結果(小数点以下切り捨て)(以下「総費用額」という。)から「保険請求額」と「公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載してください。

イ 生活保護単独の場合(40歳以上65歳未満で医療保険未加入者)

1枚の明細書で生活保護の請求額を公費請求額欄に計上します。

「公費請求額」に総費用額から「公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載してください。

ウ 介護保険と公費負担医療、生活保護の併用

1枚目の明細書で保険請求と併せて公費負担医療の請求額計算を行い、2枚目の明細書で生活保護の請求額を計算します。

2枚目の「公費請求額」に総費用額から「保険請求額」及び1枚目の「公費請求額」、「公費分本人負担」を差し引いた残りの額を記載してください。

エ 居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの場合

介護保険の被保険者でない者(みなし2号)について、全額介護扶助により支払います。

公費負担者番号・公費受給者番号等は、介護券に記載された番号を記載してください。

居宅サービス計画等に基づくプラン作成依頼届出年月日は記載不要です。

第6 介護機関の指定

1 みなし指定

平成 26 年 7 月 1 日より生活保護法の改正法が施行され、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関については、生活保護法の指定を受けたものとみなされます（以下「みなし指定」という）。

また、平成 26 年 7 月 1 日以降に医療機関が新たに健康保険法による指定を受けた場合、介護保険法による介護機関としても指定を受けたものとみなされるとともに、生活保護法による指定介護機関としてもみなされます（以下「医療みなし指定」という）。医療みなし指定されるサービス種別は、病院・診療所が「(介護予防)訪問看護」「(介護予防)訪問リハビリテーション」「(介護予防)通所リハビリテーション」「(介護予防)居宅療養管理指導」の 8 つ、歯科・薬局が「(介護予防)居宅療養管理指導」の 2 つです。

このみなし指定又は医療みなし指定を受けた介護機関は生活保護法の指定申請手続きは不要です。

なお、みなし指定又は医療みなし指定を受けている場合、介護保険法により廃止されれば、生活保護法についても同様に廃止とみなされますので、廃止届の提出は不要です。

ただし、平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定を受けているが生活保護の指定は受けていなかった介護機関は、みなし指定又は医療みなし指定の対象となりませんので、生活保護法による指定申請が必要です。

また、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受けた介護機関が、その時点で生活保護法による指定は不要である旨申し出（以下「別段の申出」という。）をしたときは、生活保護法による指定は行いません（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）。なお、別段の申出をした介護機関が、改めて生活保護法の指定を希望するときは、生活保護法による指定申請が必要です。

2 介護機関の指定申請手続き

堺市内に所在する介護機関のうち、みなし指定を受けない介護機関が、生活保護法（介護扶助）の指定介護機関として指定を受けるには、事業所ごとに次の手続きが必要です。

新たに指定を受けようとする介護機関は、所定の指定申請書に必要事項を記載し、介護機関の所在地を所管する保健福祉総合センターへ提出してください。

3 指定基準

前記の申請があった場合、次の基準により指定します。

- (1) 生活保護法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 4 9 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（欠格事由）のいずれにも該当せず、介護保険法第 4 1 条第 1 項本文、第 4 2 条の 2 第 1 項本文、第 4 6 条第 1 項、第 4 8 条第 1 項第 1 号、第 5 3 条第 1 項本文、第 5 4 条の 2 第 1 項本文、第 5 8 条第 1 項若しくは第 1 1 5 条の 4 5 の 3 第 1 項の規定による指定又は同法第 9 4 条第 1 項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められること。
- (2) 指定介護機関介護担当規程（平成 1 2 年 3 月 3 1 日厚生省告示第 1 9 1 号）及び「生活保護法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する同法第 5 2 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成 1 2 年 4 月 1 9 日厚生省告示第 2 1 4 号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。
- (3) 法第 5 4 条の 2 第 5 項において準用する法第 4 9 条の 2 第 3 項の規定に該当する介護機関については、指定しないことができるものであること。

(4) 生活保護法別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があったときは、当該介護機関は、法第54条の2第1項の指定を受けたものとみなされるものであること。

(欠格事由の例)

- ・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのものであるとき。
- ・申請者が、指定介護機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- ・申請者が、指定の取消しの処分に係る通知があった日から当該処分をする日までの間に指定の辞退の申出をした者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(指定除外要件の例)

- ・被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。

4 指定年月日

指定年月日は、特に申出がない限り、市長が決定した日となります。

5 指定の通知

市長は、介護機関を指定したときは、申請者に指定通知書を交付するとともに、堺市公報もしくは堺市役所前の掲示場で告示します。

なお、変更届により変更処理を行った場合は、告示が必要な事項について告示及び通知しますが、告示が不要な事項については、変更処理後別途の通知は行いません。

6 指定介護機関の申請・届出を要する場合の手続きについて

下記のような場合は、保健福祉総合センターに各種申請書・届出書を提出してください。

(生活保護法第49条、第50条の2及び第51条、生活保護法施行規則第10条の6、第10条の7、第14条及び第15条)

届出の種類	届出を要する事項	留意事項
指定申請	<p>(1) 新たに生活保護法等による指定を受けようとするとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けているとき ・平成26年7月1日以降に介護保険法による指定を受け、その時点で生活保護法等によるみなし指定は不要とする申し出（別段の申出）をしたが、その後に改めて生活保護法等による指定を受けようとするとき <p>(2) 既に生活保護法等による指定を受けているサービスがある介護機関であって、新たに平成26年6月30日以前に介護保険法による指定を受けた別のサービスの指定を受けようとするとき</p>	介護保険事業者番号ごとに申請書を作成すること。
変更届	<p>次の変更があったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護機関名称、所在地、住居表示・地番整理 	10日以内に届け出ること。 ※介護保険事業者番号も変更さ

	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者が法人の場合、法人名称、所在地、代表者 ・開設者が個人の場合、氏名、生年月日、住所 ・管理者の氏名、生年月日、住所 	<p>れる場合は、変更前・後の介護保険事業者番号も記載すること。</p>
休止届	<ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の原因により、介護機関の建物又は設備の一部が損壊され、正常に介護を担当することができなくなったが、当該介護機関の開設者がこれを復旧する意志及び能力を有するとき ・介護機関に勤務する従事者が死亡し、退職し、又は休業したため、正常に介護を担当することができなくなったが、当該介護機関の開設者がこれを補充する意志及び能力を有するとき ・介護機関の開設者が自己の意志により当該介護機関を休止したとき 	<p>介護機関を休止することを決定したときは事前に、休止せざるを得ない事態に至ったときは、直ちに利用者を委託した各区保健福祉センター等に連絡を取り、指示を受けること。</p> <p>10日以内に届け出ること。</p>
再開届	<p>休止した指定介護機関を再開するとき</p>	<p>10日以内に届け出ること。</p>
廃止届	<p>【みなし指定又は医療みなし指定を受けていない場合】 (事業自体が廃止となるとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天災その他の原因により、介護機関の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき ・介護機関の開設者が死亡し、又は失踪の宣言をうけたとき ・介護機関の開設者が自己の意志により当該介護機関を廃止したとき <p>(事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わるとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定介護機関の開設者が、当該介護機関を他に譲渡又はその他の原因により別の開設者となったとき <ul style="list-style-type: none"> ・開設者が変更されたとき ・指定介護機関の病院を診療所、診療所を病院に変更したとき 	<p>開設者が死亡し、又は失踪の宣言をうけたときの届出は、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による届出義務者が行うこと。</p> <p>事業廃止を伴わないが、介護保険事業者番号が変わるときは、新しい介護保険事業者番号を記載した指定申請書を提出すること。</p> <p>10日以内に届け出ること。</p> <p>※みなし指定又は医療みなし指定を受けている場合、廃止届の提出は不要。</p>
辞退届	<p>生活保護法等による指定のみを辞退しようとするとき (業務は継続するとき)</p>	<p>30日以上予告期間を設けること</p>
処分届	<p>他法による処分を受けたとき</p>	<p>10日以内に届け出ること</p>
別段の申出	<p>平成26年7月1日以降に介護保険法による指定又は開設許可を受ける介護機関が、生活保護法等によるみなし指定は不要であるとき</p>	<p>介護保険法による指定を受ける日の前日までに提出すること</p>

※ 指定、変更、廃止等の申請等が必要な場合は、すみやかに所在地を管轄する保健福祉総合センターへ申請等を行ってください。

※様式については堺市ホームページからダウンロードしていただけます。

http://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/seikatsuhogo/df_filename_290407141008126.html

第7 指定介護機関の義務と留意事項

1 指定介護機関の義務

指定された介護機関は、次の事項を守ってください。

(1) 介護担当について

- ① 懇切丁寧に被保護者の介護を担当すること。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項)

- ② 指定介護機関介護担当規程に従うこと。

- ③ 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第1項)

(2) 介護報酬について

- ① 被保護者について行った介護に係る報酬は、介護保険の介護報酬の例に基づき、所定の請求手続きにより請求すること。

- ② 介護内容及び介護報酬の請求について市長の審査を受けること。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第1項)

- ③ 市長の行う介護の報酬の額の決定に従うこと。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第53条第2項)

(3) 指導等について

- ① 指定介護機関は、被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条第2項)

- ② 市長は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関の開設者もしくは開設者であった者等に対して、必要と認める事項の報告等を命じ、出頭等を求めることができる。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第54条第1項)

- ③ 市長は、当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護機関について実地に検査させることができる。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第54条第1項)

(4) 届出について

指定介護機関は、名称その他の事項に変更があったとき、又は事業を廃止し、休止し、もしくは再開したときは、10日以内に届け出なければならない。又、辞退するときは、30日以上予告期間を設けて届出をしなければならない。届出は、所定の用紙に必要事項を記載し、当該介護機関の所在地を管轄する保健福祉総合センターに提出すること。

(生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第50条の2、第51条、生活保護法施行規則第14条及び第15条)

(5) 標示について

指定介護機関は、その業務を行う場合の見やすい所に標示(縦12.5センチ、横5.5センチ程度の硬質材を用い、その中央に「生活保護指定(介)」と表示する。)を掲示すること。

(生活保護法施行規則第13条)

2 居宅介護支援計画等の作成にあたって

基本的に、介護保険の一般の被保険者と同じ手順で居宅介護支援計画等を作成しますが、次の点にご留意ください。

(1) 介護保険の区分支給限度額の範囲内の計画を作成してください。

区分支給限度額を超える介護サービスについては、介護扶助の対象にならず全額自己負担となるので、利用できません。

(2) サービス提供事業者は、原則として生活保護の指定介護機関から選んでください。

(3) プライバシーの保護に配慮してください。

保健福祉総合センターでは、居宅介護支援事業者等の方へ被保護者情報を提供するにあたっては、本人からの同意書をもらうなど、慎重に対応しています。

被保護者のプライバシーの保護には十分な配慮をお願いするとともに、居宅介護サービス事業者等に対してもこのことを徹底するよう、あわせて周知をお願いします。

(4) 介護保険の被保険者以外の者（みなし2号）が障害者総合支援法の自立支援給付を受ける場合は、給付額の調整が必要です。

介護保険の被保険者の場合は、介護保険及び介護扶助が自立支援給付等に優先しますが、被保護者で介護保険の被保険者でない者（みなし2号）の場合には、自立支援給付等が優先します。

後者の場合、市区町村が支給決定した障害福祉サービス等で介護保険のサービスに相当するサービス等の給付額（単位）を介護保険の区分支給限度基準額から差し引いた残りが、介護扶助での利用可能な単位数となります。介護扶助により利用するサービスは、障害者施策で賄うことができない不足分が対象となる点について、ご注意ください。

（平成19年3月29日付社援保発第0329004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について」）

(5) サービス利用票等の福祉事務所への提出

指定介護機関の介護報酬の請求で必要となる介護券は、保健福祉総合センターが、居宅介護支援事業者等から提出を受けたサービス利用票及びサービス利用票別表をもとに交付します。サービス利用票等の提出については、保健福祉総合センターの指定する方法により行ってください。なお、保健福祉総合センターへのサービス利用票等の提出については、保健福祉総合センターがあらかじめ被保護者からの同意を得ることとしております。

また、居宅療養管理指導は、サービス利用票に記載されませんが、利用者が利用している場合は、あわせて保健福祉総合センターに情報提供を行っていただけますと、居宅療養管理指導の介護報酬の請求を円滑に行うことができます。

第8 指定介護機関に対する指導及び検査

1 指導について

(1) 目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の援助の充実と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 対象

すべての指定介護機関を対象としますが、個別指導については、周知徹底を図る内容に応じ、一部の指定介護機関を選定することもあります。

(3) 内容及び方法

ア 一般指導

一般指導は、生活保護法並びにこれに基づく命令、告示、通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

イ 個別指導

① 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう各区保健福祉センター等と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査する場合があります。

② 個別指導は原則として実地に行いますが、新たに介護扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものについては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者に一定の場所へ参集していただいて行う場合があります。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ介護保険担当部局等の行う指導計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

2 検査について

(1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 対象

個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とします。ただし、上記以外の介護機関であって、介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要がある場合は、この限りではありません。

(3) 内容及び方法

被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行うものとしています。なお、必要に応じ、要介護者等についての調査を合わせて行います。

(4) 実施上の留意点

ア 検査の実施に際しては、極力、指定介護機関の業務に支障のない日時を選び、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。なお、この場合円滑な運営となるよう、関係団体との連絡調

整を図ります。

イ 実施時期の決定に当たっては、介護保険担当部局等の行う監査の計画等の調整を図ります。

(5) 検査後の措置

検査後の措置としては、行政上の措置と経済上の措置があります。

ア 行政上の措置

介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、指定の全部又は一部の効力停止、戒告、注意のいずれかの措置をとります。

イ 経済上の措置

- ① 都道府県知事は、検査の結果、介護サービス及び介護の報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、当該指定介護機関に支払う予定の介護の報酬の額からこれを控除させるよう、すみやかに国保連へ連絡します。ただし、当該介護機関に翌月以降において控除すべき介護の報酬がない場合は、これを保護の実施機関に直接返還していただきます。
- ② 不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求があったが、未だその介護の報酬の支払いが行われていないときは、都道府県知事は、当該指定介護機関に支払うべき介護の報酬の額からこれを控除させるようすみやかに国保連へ連絡します。
- ③ 指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も保護の実施機関に支払っていただきます。

第9 関係法令条文

1 生活保護法（抜粋）

昭和25年5月4法律第144号
改正 令和3年6月11日法律第66号

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に規定する介護保健施設サービス及び同条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定

施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

7 第1項第8号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（生活扶助の方法）

第31条

4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

（介護扶助の方法）

第34条の2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第15条の2第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

(指定医療機関の義務)

第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

第50条の2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

第51条 指定医療機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

第52条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条

の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。

- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第1項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

（報告等）

第54条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

（介護機関の指定等）

第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の第1欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第3欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第2項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の第1欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第4欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るもの

を除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号まで及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

※ 本法及び施行規則中「都道府県知事」とあるのは「地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長」と読み替える。

【別表第2】（第54条の2関係）

<p>その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者</p>	<p>介護保険法第41条第1項本文の指定</p>	<p>同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
	<p>介護保険法第71条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項若しくは第71条第2項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
	<p>介護保険法第72条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定</p>	<p>同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。</p>	<p>同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>
	<p>介護保険法第42条の2第1項本文の指定 （同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）</p>	<p>同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法</p>	<p>同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。</p>

	第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	
介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第71条第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第71条第2項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護保険法第78条の12において読み替えて準用する同法第72条第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護保険法第78条の13第1項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

		第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の15第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	
	介護保険法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の15第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第46条第1項の指定	同法第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第84条第1項の規定による同法第46条第1項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第79条の2第1項の規定により同法第46条第1項の指定の効力が失われたとき。	同法第84条第1項の規定による同法第46条第1項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の8の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の辞退があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護老人福祉施設	介護保険法第48条第1項第1号の指定	同法第91条の規定による同法第48条第1項第1号の指定の辞退があつたとき、同法第92条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法の指定の取消しがあつたとき、又	同法第92条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第48条第1項第1号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

		は同法第86条の2第1項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。	
介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項の許可	同法第99条第2項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第104条第1項若しくは第115条の35第6項の規定により同法第94条第1項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第94条の2第1項の規定により同法第94条第1項の許可の効力が失われたとき。	同法第104条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第94条第1項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護医療院	介護保険法第107条第1項の許可	同法第113条第2項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第114条の6第1項若しくは第115条の35第6項の規定により同法第107条第1項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第108条第1項の規定により同法第107条第1項の許可の効力が失われたとき。	同法第114条の6第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第107条第1項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売事業者	介護保険法第53条第1項本文の指定	同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第115条の11において読み替えて準用する同法第71条第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護予	同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項若しくは同法第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつた	同法第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

	防サービスに係る同項本文の指定	とき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第71条第2項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。	
	介護保険法第115条の11において読み替えて準用する同法第72条第1項の規定により同法第53条第1項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第115条の5第2項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の9第1項若しくは同法第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の11において読み替えて準用する同法第70条の2第1項若しくは第72条第2項の規定により同法第53条第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第115条の9第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第53条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第54条の2第1項本文の指定	同法第115条の15第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第115条の19の規定による同法第54条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第54条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第115条の19の規定による同法第54条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防支援計画を作成する者	介護保険法第58条第1項の指定	同法第115条の25第2項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第115条の29の規定による同法第58条第1項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第58条第1項の指定の効力が失われたとき。	同法第115条の29の規定による同法第58条第1項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第115条の45の3第1項の指	同法第115条の45の9の規定による同法第115条の45	同法第115条の45の9の規定による同法第115条の

	定	の3第1項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第115条の45の6第1項の規定により同法第115条の45の3第1項の指定の効力が失われたとき。	45の3第1項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
--	---	---	--------------------------------

2 生活保護法施行令（抜粋）

昭和25年5月20日 政令第148号
改正 令和2年12月23日 政令第368号

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）
第49条の2第2項第4号及び第7号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第2項第8号	医療	介護
第49条の2第2項第9号及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第3項第1号	医療	介護
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号及び第10号	医療に	介護に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

3 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日厚生省告示第214号

改正 令和2年厚生労働省告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

4 指定介護機関介護担当規程

平成12年3月31日 厚生省告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規定の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

5 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

平成11年3月31日 厚生省告示第94号

改正 令和4年 厚生労働省告示第80号

介護保険法（平成9年法律第123号）第44条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

1 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
- 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
- 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）

2 自動排泄処理装置の交換可能部品

尿又は便が自動的に吸引されるもので居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

3 排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に通知するもの

4 入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 入浴用椅子
- 二 浴槽用手すり
- 三 浴槽内椅子
- 四 入浴台
浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの
- 五 浴室内すのこ
- 六 浴槽内すのこ
- 七 入浴用介助ベルト

5 簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの

6 移動用リフトのつり具の部分

6 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類

平成11年3月31日 厚生省告示第95号

改正 平成12年 厚生省告示第481号

介護保険法（平成9年法律第123号）第45条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

介護保険法第45条第1項に規定する厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類は、1種類とし、次に掲げる住宅改修がこれに含まれるものとする。

- 1 手すりの取付け
- 2 段差の解消
- 3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え
- 5 洋式便器等への便器の取替え
- 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

第10 関係機関一覧

名称	所在地	郵便番号	電話番号
堺市健康福祉局生活福祉部 生活援護管理課	堺市堺区南瓦町3-1	590-0078	072-228-7412
堺市堺保健福祉総合センター (堺区役所内)	堺市堺区南瓦町3-1	590-0078	072-228-7498
堺市中保健福祉総合センター (中区役所内)	堺市中区深井沢町2470-7	599-8236	072-270-8191
堺市東保健福祉総合センター (東区役所内)	堺市東区日置荘原寺町195-1	599-8112	072-287-8110
堺市西保健福祉総合センター (西区役所内)	堺市西区鳳東町6-600	593-8324	072-275-1911
堺市南保健福祉総合センター (南区役所内)	堺市南区桃山台1-1-1	590-0141	072-290-1810
堺市北保健福祉総合センター (北区役所内)	堺市北区新金岡町5-1-4	591-8021	072-258-6751
堺市美原保健福祉総合センター (美原区役所内)	堺市美原区黒山167-1	587-8585	072-363-9315